

新型コロナウイルス感染症に係る吹田市立の保育所・認定こども園・幼稚園等の対応について

令和4年(2022年)12月1日時点

地域の感染状況	園児・職員の状況	施設から園児・職員への対応	施設の対応 (臨時休園・保育規模の縮小など)	保育料が日割減額となる期間 (0～2歳児のみ)
1. 地域の感染状況に関わらず 常時	(1)同居家族が濃厚接触者として又は有症状のためPCR検査または抗原検査(以下、「PCR検査等」)を受けることになった	【園児】 ①登園自粛の指示はできないが、登園自粛協力を求める ②検査結果が陰性の場合は通常登園 【職員】 ①検査結果が出るまで自宅待機 ②検査結果が陰性の場合は通常勤務	開園	検査が必要になってから検査結果判明までに登園を自粛した期間
	(2)本人が濃厚接触者に特定された	【園児】 国の定める期間は自宅待機 【職員】 国の定める期間は自宅待機 (※1)	開園	国の定める待機期間
	(3)本人に症状があって、PCR検査等を受けることになった	【園児】 ①検査結果が出るまで登園回避を要請 ②検査結果が陰性の場合は通常登園 陽性の場合は(4)の対応 【職員】 ①検査結果が出るまで自宅待機 ②検査結果が陰性の場合は通常勤務 陽性の場合は(4)の対応	開園	検査が必要になってから検査結果判明までに登園を回避した期間
	(4)本人が陽性者となった	【園児】 国の定める療養期間は登園できません 【職員】 国の定める療養期間は勤務できません	・当該施設は、健康観察を継続しながら開園 ・ただし、施設内に感染拡大のリスクが大きいと判断される場合は3～5日間を目安として臨時休園(土・日、祝日を含む)(※2)	・国の定める療養期間 ・臨時休園期間
2. 市内の複数の学校園・保育所等で同時期に感染経路不明の感染者が発生したことで、広域に感染拡大リスクが生じたとき			・感染者が確認された当該施設は上記(4)の取扱い ・発生地域の施設又は市域全体の施設において、保育提供の規模縮小を検討	保育提供の規模を縮小した期間において、登園を自粛した期間

※1 同一世帯内で感染者が発生し濃厚接触者と特定された職員について、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能。

【園児は該当しません。】

※2 当該期間においては、感染拡大の防止や健康観察の実施を想定しています。

その後の再開、または休園期間の延長、休園の範囲(園全体・クラス別等)については、感染拡大のリスクや施設運営上の体制整備等を鑑み決定します。

・私立施設における対応

私立施設においても、上記の公立施設に準じた取扱いをお願いするとともに、休園の期間及び範囲については、吹田市児童部保育幼稚園室と相談のうえ最終決定いただくようお願いいたします。

・対応については、日々の新型コロナウイルスの感染状況により見直す場合がありますので、ご了承ください。